

計画的な教職員定数の改善と教育予算の拡充を求める意見書

改正義務教育標準法が成立し、小学校においては全ての学年で段階的に35人以下学級となることが明文化された。これは確実に実現させる必要があり、教職員の人材不足や教育予算不足等の要因で計画が遅滞することがあってはならない。また、少人数学級が望まれる状況は中学校にあっても同様であり、早急に実施することが重要である。

学校現場においては、発達障害を持っている可能性のある子、外国につながる子、不登校やその傾向のある子、ヤングケアラーなど、さまざまな背景を持った子供たちへの多様な支援が必要となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの学習機会の保障や、GIGAスクール構想への対応も求められており、学校の果たすべき役割は年々増加している。

学校がこれらの課題に向き合いながら、豊かな教育による学びと育ちを保障するためには、抜本的な教職員定数の改善と人的配置の拡大は不可欠である。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持による財源保障をするとともに、令和5年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、小学校同様、中学校においても35人以下学級を早急に実施すること。
- 2 改正義務教育標準法の計画どおり、小学校における学級編制の標準の引下げを着実に実施すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

三浦市議会議長 草間道治

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣